

指定介護老人福祉施設

重要事項説明書

さん舞子神港園いこいの家

施設サービスを提供するに当たり、施設の概要やサービス内容その他ご留意いただきたいこと等につき説明いたします。

1. 事業所(法人格)の名称等

事業所名	社会福祉法人 神港園	代 表 者	理事長 高谷 明
所在地	〒651-2311 神戸市西区神出町東 1188-345		
電話番号	078-965-1407	FAX	078-965-1225
設立年月日	昭和 26 年 1 月 23 日		

2. 事業所(施設)の名称

事業所名	さん舞子神港園いこいの家	事業所長(管理者)	施設長 亀岡義之
種 別	指定介護老人福祉施設	介護保険事業所番号	2870803398
所 在 地	〒655-0035 神戸市垂水区五色山 7 丁目 12-38	入 居 定 員	50 名
電話番号	078-704-1221	FAX	078-704-1277
開設年月日	平成 26 年 11 月 1 日		

3. 建物の概要

建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 3 階、地下 1 階	延床面積	2649.6 m ²
-------	---------------------------	------	-----------------------

4. 居室・設備の概要

(1) 居室

個室	合計 50 室(1 人当たり平均 11.38 m ²)
----	---

※入居者の心身の状況等により、居室を変更する場合があります。

(2) 主な設備

共同生活室	5 室	医 務 室	1 室
洗 濯 室	1 室(洗濯機・乾燥機)		
浴 室	3 室 個浴槽(2 基)・リフト付き個浴槽(1 基) 機械浴槽(2 基)・寝台浴槽(1 基)		

(3) 防災設備

省令及び消防法に基づき、下記の設備を設置しています。
・スプリンクラー・火災感知器・屋内消火栓・散水栓・防火扉・不燃性カーテン等使用
・避難誘導灯・非常階段・緊急通報電話・非常放送設備・非常発電設備

5. 運営方針

事業目標：「いつも楽しいひとときを」

入居者が有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活が営めるよう、ケアプランに基づき専門スタッフが親身な介護サービスを提供いたします。また、必要な時に必要なサービスをご利用いただけるシステムを整え、快適で安心した生活が送れるよう支援いたします。

6. 職員配置状況

(1) 主な職員配置

職位および職種	配 置 人 員	介 護 職 員	20 名以上
施 設 長	1 名	看 護 職 員	2 名
医 師	1 名(嘱託)	管 理 栄 養 士	1 名
生 活 相 談 員	1 名	事 務 職 員	1 名
介護支援専門員	1 名	機能訓練指導員	1 名

(2) 介護職員・看護職員等 勤務体制

職 種	勤 務 体 制		
介 護 職 員	日 勤	10:00～18:30	遅出② 13:00～21:30
	早 出	7:00～15:30	夜 勤 21:15～翌 7:45
	遅出①	12:00～20:30	
看 護 職 員	日勤	9:00～17:30	早出 8:30～17:00 遅出 10:00～18:30
医 師	週 1 回 3 時間程度		

7. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

栄 養 管 理	入居者の状況に応じた管理栄養士による適切な栄養管理を実施し、快適な食生活が送れるように努めます。
排 泄	入居者の状況に応じた適切な排泄介助を行うと共に、排泄自立に向けた援助を行います。
入 浴	ご利用の間、入居者の状況に応じて、週2回以上普通浴、車椅子入浴、特殊機械入浴、清拭等を行ないます。
機 能 訓 練	寝たきり防止等のため、出来るだけ離床を促進すると共に、リハビリテーションが必要な方には、各職種が協同して個別機能訓練を立て、機能訓練指導員等が計画に基づいて実施いたします。
健 康 管 理	医師、看護職員による健康状態の把握に努め、夜間においても、24時間連絡体制をとり、必要な対応をいたします。なお、定期的な健康診断を実施いたします。
衣類の洗濯等	清潔を保持するため、日々の衣服の洗濯は施設で行います。 (なお、ご希望によりクリーニングを実費にてご利用いただけます。)
クラブ活動等	各種クラブ活動・レクリエーション・行事等を実施します。
そ の 他	一定地域内の通院、入退院は専用車にて送迎いたします。

(2) 介護保険給付外の各種サービス

食 事 提 供	管理栄養士の作成した献立により、四季折々の季節感あふれる家庭的な食事を提供いたします。 朝食 8:00 昼食 12:00 おやつ 15:00 夕食 18:00 ※1 咀嚼・嚥下能力に応じ、キザミ、軟菜、ペースト食等を提供いたします。 ※2 医師の指示により各種療養食(糖尿病食、減塩食、カロリー制限等)を提供いたします。
生活支援管理	施設での生活に必要な金銭の支払い・管理等の代行サービスとして、生活支援サービス、預り金等管理サービスのどちらかを選択して頂きます。必要な理美容費、日用消耗品、医療費、サービス利用料等を施設にて立替し、支払いの代行を行ないます。
理 美 容	定期的に理美容サービスをご利用出来ます。
ホーム喫茶等	定期的にホーム喫茶等を実施しています。
外 出 援 助	個人的な買物等の外出援助が必要な方は、ご相談に応じます。
そ の 他	お誕生会、行事等の企画をいたします。

8. サービス利用料

別紙「重要事項説明書別紙」の通り。

9. サービス利用料等の支払方法

サービス利用料及び施設立替え等のお支払いは、1ヶ月ごとに請求し、翌月の指定日に指定口座から引落しさせていただきます。

10. 退居について

次の場合は退居の対象となります。

- (1) 要介護認定者でなくなった場合。
- (2) 平成27年4月1日以降の入居者については、更新・変更申請において要介護1・2の認定となり、特例入所の要件を満たさない場合。
- (3) 入院が3ヶ月を超えた場合、又は3ヶ月を超えると判断された場合。
- (4) 施設内における公序良俗に反する言動を繰り返す場合、又は著しい迷惑行為が認められた場合。
- (5) サービス利用料を3ヶ月以上滞納した場合。
- (6) その他入居者が当施設において生活することが困難と判断された場合。

11. 入院時の対応について

- (1) 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合
入院された翌日から6日以内は所定の利用料金のご負担が必要です。
- (2) 入院期間が7日間以上3ヶ月以内の場合

入居契約上休止の扱いとさせていただきます。退院された場合は、優先的に施設に戻る事が出来ます。急な退院等で調整が困難な場合は、同一敷地内の短期入所生活介護の居室等をご利用いただくことや他の老人保健施設等を紹介させていただく場合があります。

(3) 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除とします。ご希望により、円滑な退居のために必要な援助(医療機関もしくは他の介護保険施設等の紹介)を行ないます。

12. 事故等緊急時の対応

事業者は、施設において入居者に係る事故等が発生した場合又は、入居者の状態が急変した場合、速やかに入居者の家族・協力医療機関等に連絡し、必要な処置を講じます。

13. 賠償責任

サービスの提供に伴って、事業所の責に帰すべき事由により入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。万が一の事故発生に備え、損害保険に加入しています。但し、当該事故の発生に入居者の故意又は過失が認められる場合は、事業者の損害賠償の額を減ずることが出来ます。

入居者が、サービスの実施にあたって入居者の自己責任に基づいて事故が発生した場合は、事業者は損害賠償責任を負いません。

入居者は、自己の責に帰すべき事由により事業者又は他の入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。

14. 虐待の防止

事業者は、利用者の権利の擁護・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

①虐待防止推進のため、虐待防止のための指針を整備します。

②虐待防止の普及啓発のため、従業員に対して定期的な研修を実施します。

③虐待防止を検討するための委員会として虐待防止検討委員会を設置し、その検討結果を従業員に周知します。

④虐待防止に関する責任者を選定し、相談・報告等の体制を整備します。

⑤苦情解決体制を整備します。

⑥成年後見制度の利用を支援します。

15. 身体的拘束等の適正化推進

事業者は身体的拘束等の適正化推進のため、次の措置を講じます。

①身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

②身体的拘束等の適正化推進のため、従業員に対して定期的な研修を実施します。

③身体的拘束等の適正化推進のための対策を検討する委員会として身体的拘束等適正化検討委員会を設置し、その検討結果を従業員に周知します。

④やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、定められた手続きに従って実施するとともに、必要な事項について適切に記録します。

16. 秘密保持及び個人情報の保護に関して

個人情報保護法等の規程に基づき、入居者にサービスを提供する上で知り得た情報は細心の注意により扱い、決して第三者に漏らすことのないよう厳重に管理いたします。入院時や他施設利用時の利用調整上情報提供が必要な場合に備え、予め別紙同意書を提出いただきます。

※これは退居後においても継続するものといたします。

※実習生・ボランティアにおいても同様とし、別途規程を設け徹底した指導を行います。

17. 相談・苦情等について

(1) 当施設についての相談・苦情は、下記の担当者が受け付けます。

受付担当者	生活相談員	山浦 竜徳	078-704-1221
解決責任者	施設長	亀岡義之	(受付時間 9:00～17:00)

(2) 第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立会い等をいたします。また、直接苦情を受け付けることが出来ます。

第三者委員会	福祉経験者	水間 一彦	090-1914-8756
	法人の監事	琴浦 圭子	090-9169-7648
	地域関係者	南 誠二	080-3849-4637

(3) 次の公的機関において、相談・苦情の申し出が出来ます。

神戸市福祉局(監査指導課)	078-322-6242	平日	8:45～12:00 13:00～17:30
養介護施設従事者等による高齢者虐待通報 専用電話(監査指導課内)	078-322-6774	平日	8:45～12:00 13:00～17:30

兵庫県国民健康保険団体連合会 (介護サービス苦情相談窓口)	078-332-5617	平日	8:45～17:15
神戸市消費生活センター (契約についてのご相談)	078-371-1221	平日	9:00～17:00

18. 医療体制および協力病院

(1) 協力病院

舞子台病院【院長】塩谷 文紀

所在地：神戸市垂水区舞子台 7 丁目 2-1

電話番号：078-782-0055

(2) その他医療機関

神港園診療所(内科・整形外科・精神科)【所長】篠崎 雅史

所在地：神戸市西区神出町東 1188-345

電話番号：078-965-3661

(3) 協力歯科医療機関

津川歯科診療所【院長】津川 剛

所在地：明石市大久保町大窪 945-1

電話番号：078-938-1022

19. その他留意事項

面 会	面会の際は、職員にお申し出ください。
外出・外泊	外出、外泊される場合は、職員にお申し出ください。
喫 煙	喫煙は決められた場所をお願いいたします。
飲 酒	お酒等の持ち込みは自由ですが、他の入居者等に迷惑をかけないようにお願いいたします。尚、医師の指示により健康上好ましくない時等は、制限させていただきます。
そ の 他	所持品はタンス等に収納できる範囲でお預かりします。 施設内の器具備品等は本来の用途でご利用出来ますが、故意又は重大な過失により破損等を生じた場合、弁償していただくことがあります。 施設内での宗教活動、政治活動、営利活動等はできません。 職員に対する贈り物や飲食のもてなしはお受けできません。 入居者同士の金銭及び物品の授受はご遠慮ください。

年 月 日

本書面に基づいて重要事項の説明を行いました。

事業者	所在地	神戸市垂水区五色山 7 丁目 12-38
	事業所名	指定介護老人福祉施設 さん舞子神港園いこいの家
	管理者	施設長 亀岡義之 ⑩
	説明者氏名	生活相談員 ⑩
	説明場所	さん舞子神港園いこいの家

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け同意いたしました。

入居者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

代筆者 氏名 _____ ⑩

(続柄)

身元引受人

住所 _____

氏名 _____ ⑩

(続柄)